第４章　計画の推進及び進行管理

第４章　計画の推進及び進行管理

４－１　計画の推進

本計画を効果的に推進していくために，以下の事項に取り組みます。

（1）市民，事業者，市の協働

本計画の実効性をより高めるためには，市民，事業者と市が環境の保全に対する共通の認識を持ち，それぞれの役割を分担し，相互の連携・協力が図れるような取組が必要となります。

市民や事業者からの提言などが反映されるよう配慮しながら，環境問題に関する施策，事業を推進していきます。

（2）環境情報の収集・発信

環境施策を効果的・計画的に推進するために，地域を越えて広く環境に関する情報を収集し，広報紙や市ホームページなどを通じて市民・事業者などに発信し，環境に関する情報を共有します。

（3）環境教育・環境学習の推進

事業者や市は，職員に対して，環境教育・環境学習への参加奨励を行い，地域の環境保全活動などに率先して参加できる人材の育成に努めます。

また，市民，事業者の環境保全への理解と積極的な活動を進めるため，環境教育・環境学習の場や機会の提供を行います。

（4）近隣の地方公共団体，関係機関などとの連携

市は，近隣の地方公共団体と共通する環境問題への対応について，国，県，近隣の地方公共団体，関係機関などとの連携・協力を図りながら，広域的な視点から施策，事業の推進に取り組みます。

■推進体制図

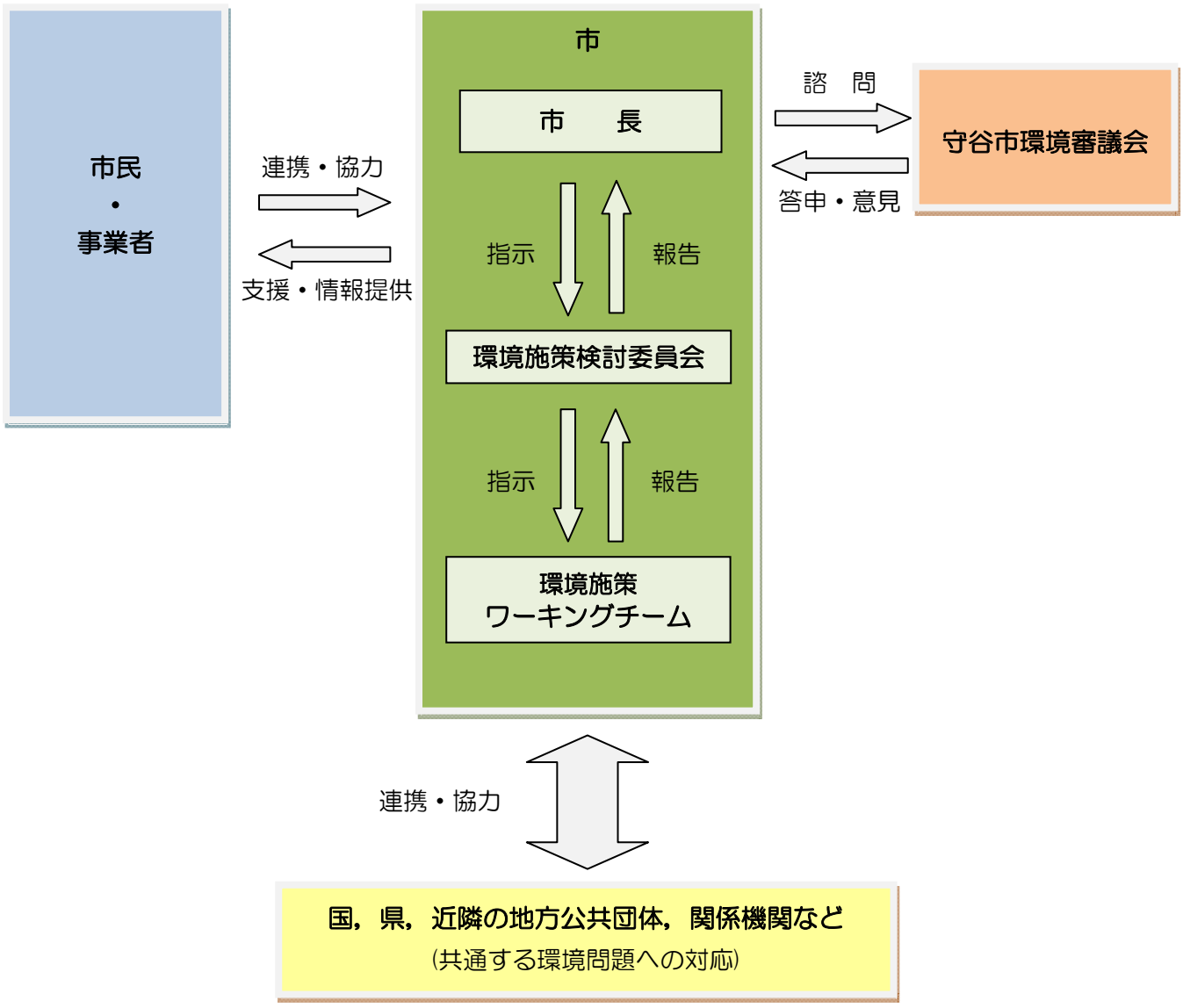
市民
・
事業者
連携・協力
支援・情報提供
市
市　長
指示
報告
環境施策検討委員会
指示
報告
環境施策
ワーキングチーム
諮　問
答申・意見
守谷市環境審議会
連携・協力
国，県，近隣の地方公共団体，関係機関など
(共通する環境問題への対応)

４－２　計画の進行管理

本計画の実現に向けた継続的な改善を行うために，P（Ｐｌａｎ：計画），D（Ｄｏ：実施），C（Ｃｈｅｃｋ：点検・評価），A（Ａｃｔｉｏｎ：改善）サイクルを活用して適切な進行管理をしていきます。

毎年度，本計画に掲げる各取組における「環境指標」の達成状況を把握・評価した結果や，市の環境調査の結果などをまとめた報告書を作成し，その内容を全職員で共有するとともに，環境審議会に報告し，精査を受けた上，市ホームページなどを活用して市民や事業者などに公表します。

また，進捗状況の遅れが見られる場合には，要因などの分析を行い，施策の改善・見直しを行います。